

第三十六回 原子力市民委員会

日 時：2024 年 2 月 8 日（木）13:00～16:00

場 所：主婦会館プラザエフ ソレイユ

原子力市民委員会 

Citizens' Commission on Nuclear Energy

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 16-16 iTEX ビル 3F
(高木仁三郎市民科学基金内)

Tel 03-6709-8083 Email email@ccnejapan.com <http://www.ccnejapan.com>

■目次

- ・第三十六回 原子力市民委員会 議事次第・・・・・・・・・・・・・3
- ・処理汚染水の海洋放出をめぐって福島で起きていること・・・・・・・・・・5
- ・講演：「風評」とは何か？——水俣病から原発公害まで——・・・・・・・・9
- ・住民と自治「【論文】福島の原発の処理水・廃炉政策に、県民・国民の参加を」・・23
- ・2024年1月の能登半島地震を受けて（2024年1月18日）・・・・・・・・・・31
- ・能登半島地震を受けての原子力市民委員会の取り組みについて・・・・・・・・33

第三十六回 原子力市民委員会 (CCNE)

「構造的暴力という視点からみる原発事故」

ー “風評加害” という言葉のもつ意味

議事次第

日時：2024 年 2 月 8 日（木）13:00～16:00

場所：主婦会館プラザエフ ソレイユ

- ・開催にあたって

／ 大島堅一 座長（龍谷大学政策学部教授）

1. はじめに

- ・処理汚染水の海洋放出をめぐって福島でおきていること

／ 武藤類子（福島原発告訴団団長、CCNE 委員）

2. 講演：「風評」とは何か——水俣病から原発公害まで

／ 関 礼子（立教大学社会学部教授）

3. コメント

／ 島 蘭 進（東京大学名誉教授、CCNE アドバイザー）

／ 田中優子（法政大学名誉教授、CCNE アドバイザー）

4. ディスカッション

5. その他

- ・能登半島地震を受けて

以 上

処理汚染水の海洋放出をめぐる福島で起きていること

2024. 2.8
武藤 類子

エネ庁からのクレーム「汚染水と呼ぶな！」

- ・ 福島の市民団体「これ以上海を汚すな！市民会議」が2021年11月に「廃炉・汚染水説明意見交換会」を開催する直前に、経産省資源エネルギー庁職員から届いたメール1点お願いですが、これは前回は指摘させていただいた通り、「汚染水を海洋放出する」という宣伝を地元にするのはやめてください。
明らかな事実誤認です。
我々は「汚染水の海洋放出」ではなく、「ALPS処理水の海洋放出」について正しい情報をお伝えするために各所で説明活動を行っています。
今回のご依頼をお受けさせていただく以上、皆様この点はご配慮いただければ幸いです。

小出裕章講演会 開催へのクレーム

- ・ 2023年1月に福島県三春町の市民団体が、「原発汚染水はなぜ流してはいけないか」という題名で小出裕章さんの講演会を企画したところ、後援を決定していた三春町やメディア各社に、「風評被害を広めるイベントを後援するのか」という問い合わせがフリーライター男性からされた。
- ・ 三春町には、「このような政治的なイベントに会場を貸す根拠を示せ」という問い合わせもされた。

小出裕章講演会 開催へのクレーム

- ・ 問い合わせの内容
 - ・ ALPS処理水の科学的安全性はIAEAが裏付けていて、汚染水を流すという講演タイトルは事実に明確に反するデマであり、風評被害を広めるものだが、後援をするのか。
 - ・ 風評への補償は税金による基金から支払われるが、後援のために広まった風評を払拭するために、誰がどのように責任を取り、どれだけの費用を払うつもりか示せ。
 - ・ 処理水については、科学的に決着がつき、両論併記を正当化できる時期は過ぎている。科学的事実に基づいた政治的主張をするイベントに公共施設を貸しているのか。
 - ・ 講演予定を見た人から、「三春町へのふるさと納税をやめた」「避難者の傷口に塩を塗る行為」「風評被害は許せない」などの反応があるが、後援することの利益不利益と、事後の総括の予定を示せ。

海洋放出「風評対策」の 宣伝事業

牧内昇平「インチキだらけの
経産省『海洋放出PR事業』
『たあくらたあ』第60号
(青人草 2023年) より

↓2022年12月13日の全国紙、各県紙、ブロック紙に
掲載された広告

みんなで
知ろう。
考えよう。
ALPS処理水のこと

経産省
ALPS処理水について
ALPS処理水は、福島第一原子力発電所事故で発生した放射性物質を含む汚染水です。この汚染水を海洋に放出することによって、海洋環境や漁業に与える影響を軽減し、福島県民の生活に貢献します。

① ALPS処理水とは？
ALPS処理水は、福島第一原子力発電所事故で発生した放射性物質を含む汚染水です。この汚染水を海洋に放出することによって、海洋環境や漁業に与える影響を軽減し、福島県民の生活に貢献します。

② ALPS処理水の安全性
ALPS処理水は、放射性物質の濃度が極めて低く、人体に有害なレベルではありません。また、海洋環境にも影響を及ぼすレベルではありません。

③ ALPS処理水の処理方法
ALPS処理水は、放射性物質を除去するための高度な技術を用いて処理されています。この処理方法は、国際的な基準を満たしています。

④ ALPS処理水の放出計画
ALPS処理水の放出計画は、科学的なデータに基づいて策定されています。この計画は、海洋環境や漁業に与える影響を最小限に抑えることを目指しています。

⑤ ALPS処理水のモニタリング
ALPS処理水の放出後は、放射性物質の濃度を厳密にモニタリングしています。このモニタリング結果は、定期的に公表されています。

高校生を利用したPR

2023年3月5日
朝日新聞に掲載

福島の復興へ、
みんなで考えよう
ALPS処理水のこと

福島の復興へ、みんなで考えよう。ALPS処理水のこと。この広告は、ALPS処理水の安全性や放出計画について、高校生が作成したPR動画を掲載しています。動画では、高校生が科学的なデータに基づいて、ALPS処理水の安全性を説明しています。また、高校生が、ALPS処理水の放出計画について、科学的なデータに基づいて説明しています。

福島の復興へ、みんなで考えよう。ALPS処理水のこと。この広告は、ALPS処理水の安全性や放出計画について、高校生が作成したPR動画を掲載しています。動画では、高校生が科学的なデータに基づいて、ALPS処理水の安全性を説明しています。また、高校生が、ALPS処理水の放出計画について、科学的なデータに基づいて説明しています。

経産省職員の出前授業と、 それを使った新聞全面広告 (「若年層向け理解醸成事業」経産省から博報堂に発注)

福島の復興へ、みんなで考えよう。ALPS処理水のこと。この広告は、ALPS処理水の安全性や放出計画について、高校生が作成したPR動画を掲載しています。動画では、高校生が科学的なデータに基づいて、ALPS処理水の安全性を説明しています。また、高校生が、ALPS処理水の放出計画について、科学的なデータに基づいて説明しています。

福島の復興へ、みんなで考えよう。ALPS処理水のこと。この広告は、ALPS処理水の安全性や放出計画について、高校生が作成したPR動画を掲載しています。動画では、高校生が科学的なデータに基づいて、ALPS処理水の安全性を説明しています。また、高校生が、ALPS処理水の放出計画について、科学的なデータに基づいて説明しています。

高校生を利用したPR

福島県内の高校生が参加した「東京電力福島第一原発の『廃炉』に関する情報発信
を考えるオンラインワークショップ」でリーフレット制作(「若年層向け理解醸成事業」)

福島の復興へ、みんなで考えよう。ALPS処理水のこと。この広告は、ALPS処理水の安全性や放出計画について、高校生が作成したPR動画を掲載しています。動画では、高校生が科学的なデータに基づいて、ALPS処理水の安全性を説明しています。また、高校生が、ALPS処理水の放出計画について、科学的なデータに基づいて説明しています。

福島の復興へ、みんなで考えよう。ALPS処理水のこと。この広告は、ALPS処理水の安全性や放出計画について、高校生が作成したPR動画を掲載しています。動画では、高校生が科学的なデータに基づいて、ALPS処理水の安全性を説明しています。また、高校生が、ALPS処理水の放出計画について、科学的なデータに基づいて説明しています。

海洋放出「風評対策」の宣伝事業

小中学生を主な対象とした、福島県・近隣の水産物を学校給
食に用いた出前食育事業が計画された。
(ALPS処理水並びに福島県及びその近隣の水産物の安全性等に関する理解醸成に向けた
出前食育活動等事業)——経産省から博報堂に発注)

親子で参加
福島の海を味わう
料理教室

2/18(日) 19:00 - 25(土) 26(日)
3/4(土) 5(日)

参加費 無料
定員 12組
申し込み 2/18(日) 19:00 - 25(土) 26(日)
3/4(土) 5(日)

料理教室
親子で参加
福島の海を味わう
料理教室

このことを知った福島県の3人の女性が県
内全自治体の教育委員会に問い合わせを
したところ、その時点で7自治体が事業案
内を受け取り、実施を決めた自治体はゼロ
であったことが分かった。

いわき市など、実施しないことを決めた自
治体もあった。

結局、経産省は出前食育事業の代わりに、
ALPSのことも海洋放出のことも言わない
「親子料理教室」を開き、事業が県民から
「NO」を突き付けられたことをごまかした。

復興庁ウェブサイトより

立命館大学看護学部

2022年9月7日、山形県山形市立中央小学校（山形県）で日本学生とつたの音楽と運動の授業「そーとー」が実施された。

当日は音楽行の中の人々（なかみ・まなみ）が音楽として、音楽行のメンバーは、音楽を学ぶ。

2000年12月25日



高尾山には、お花見客も訪れます。
親子連れやグループもあって楽しみなお花見の季節が
あふれる頃です。


 AITで勉強生活。ついには留学先へGO。留学先で習得している語に日本語が不可欠。留学先へGO。


 森やてん・ネーサツの得意な料理は、
 本ナポリと学ばれます。
 料理も近れといふに、うがなまゐ。

風評被害の恐れが大きい。
 
 自身も健康被害が疑われる。

 う。健康を害さない。



図表1 本邦産乳牛の飼料価値について(単位:円/1kg)

『やまの静けさを住む鳥のさえずり、遠くから』

[illegible][illegible]

子どもたち、興味深く話を聞いていました。

怖いイメージのある放射線について正確な情報を伝えていきたい。

ALPS処理水は科学的には安心だとわかったが、心理的な不安をどう解消できるのか勉強したい。

福島にお金が入るような新たな事業を立ち上げて、復興に役立てるのがいいと思った。

第36回原子力市民委員会 (CCNE)
「構造的暴力という視点からみる原発事故——“風評加害” という言葉がもつ意味」

「風評」とは何か？ ——水俣病から原発公害まで——

関礼子（立教大学）

言葉は人びとの認識世界をつくり、書き換えていく
被害がなければ加害もない、被害を明らかにすることは加害を明らかにすること

1. 「風評」が意味する辞書的な意味

風評：世の評判。ウハサ。トリサタ。風聞。風説。

（いい評判・悪い評判）

流言：又、るごん。無根ノ説ヲイヒフラスコト。根無シ言ノウハサ。
浮言。

大槻文彦著1982（＝1956）『新編 大言海』富山房。（デマ）

＊流言飛語（根拠のないうわさ）と流言蜚語（＋ネガティブなうわさ）



自己紹介

公害問題（新潟水俣病等）、開発問題（沖縄、愛媛織田が浜等）、福島原発事故問題 他

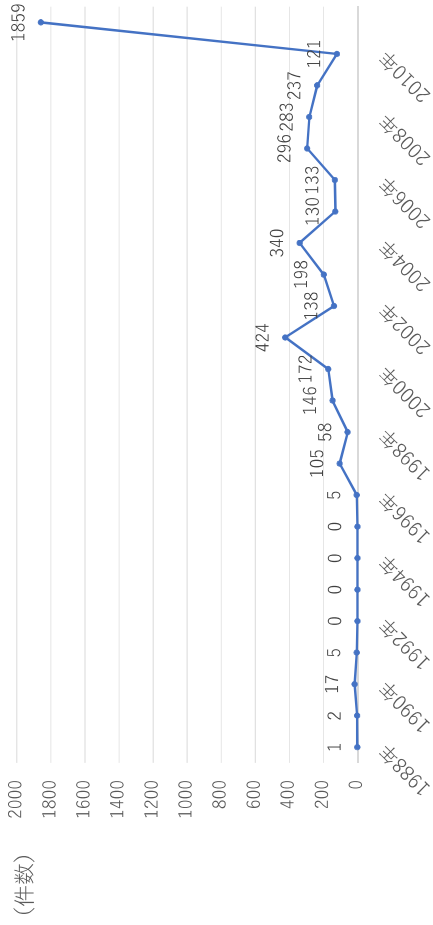
2. 「風評被害」は比較的新しい言葉

- ・須藤富雄東海村村長

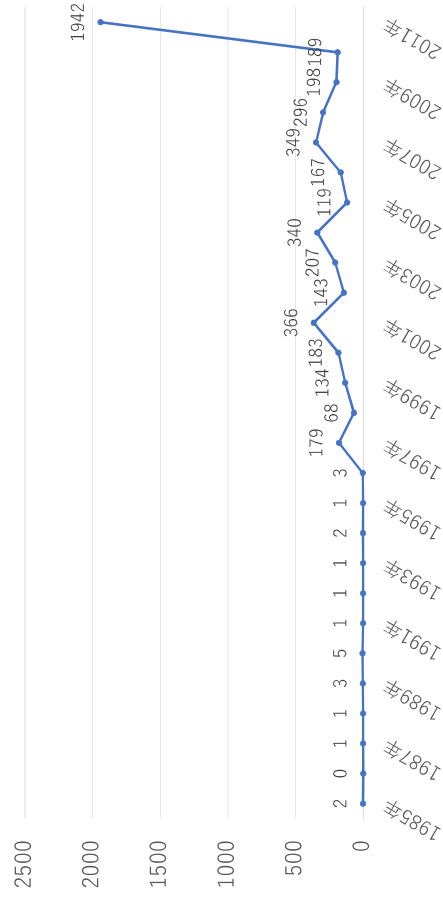
「青森の人たちがやって来て、風評被害という言葉を初めて知った。」

（毎日新聞19900905）

毎日新聞「風評被害」関連記事件数の推移（年別）



朝日新聞「風評被害」関連記事件数の推移（年別）



2.1 「風評被害」が用いられた問題の傾向と主な事例

①1980年代～原子力関係

青森・六ヶ所村の核燃料再処理施設建設計画、原子力潜水艦「むつ」（1974年に放射能漏れ事故）の受入れの不安

②1990年代～産業廃棄物、重油流出事故

美浜原発2号機事故（1991年）、東海村JCO臨界事故（1999年）ほか
香川・豊島の産業廃棄物不法投棄問題、「ナホトカ号」重油流出事故、和歌山県橋本市野産廃棄物処理施設問題、鳥取、ウラン残土放置問題、大阪・能勢町ごみ焼却施設ダイオキシン汚染問題、所沢ダイオキシン問題

③2000年代～感染症、災害ほか

感染症（家畜・人畜共通感染症等を含む）など

口蹄疫、狂牛病（BSE）、SARS、コイヘルペス、鳥インフルエンザ、カギによるノロウイルス、新型インフルエンザ、豚インフルエンザ、口蹄疫、鳥インフルエンザ...

災害

有珠山噴火新潟中越地震、能登半島地震、中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、新燃岳噴火...

その他

9.11同時多発テロ、事故米食用転売...

2.2 「風評被害」は原発問題から【定義】

- ・「放射能汚染」があったかのようなうわさで経済的損失が出ること」（毎日新聞19910216）
- ・『風評被害』は、元々は、安全にもかかわらず食品・商品・土地が被る経済的被害として、**原子力事故の補償問題に関連して**用いられた言葉。「実態を反映させ、定義づけると、本来『安全』とされる食品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる**経済的被害**」（関谷直也2003「『風評被害』の社会心理——「風評被害」の実態とそのメカニズム」『災害情報』No.1:78-89）

- ・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」決定（平成二十三年八月五日原子力損害賠償紛争審査会決定。以下、「中間指針」という。）において、**「報道番組により広く知られた事実による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先等が、取引停止等を要する被害」**に対して「風評被害」という表現を用いることとしているが、中間指針においては同時に、いわゆる風評被害について確立した定義はないとし、また、かかる被害に対して風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、**現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上もいまだ示されていない**とされている。（第186回答書117号、内閣総理大臣安倍晋三）

- ・「法制局長官に風評被害の定義とは何かと聞いた…これに類似したものにあたるのではないかと、つまずき、事実と関係なくうわさ等を流してそれによって損害を受けた…その場合の損害賠償責任というのは、民法上の七〇九条に基づいて故意または過失により、その前提が入ってきて…（所沢ダイオキシン報道に関連して）」

（第145回国会参議院農林水産委員会19990311）

- ・**第七百九条（不法行為による損害賠償）** 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

→ **風評被害の定義は固まっていないが、**

- ①ある出来事がメディアを介して伝えられることで、
- ②出来事の場合である土地や生産物が持つ、主に「安全」にかかわるイメージが損なわれ、
- ③消費者や取引先の買い控えやサービス消費の抑制などが行われ、
- ④価格や価値の低下など、経済的にマイナスの影響がもたらされること。

【責任の所在＝事業者】

事業者への責任集中と政府の指導

根拠＝原賠法第3条 無過失責任、責任の集中等

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

つまり、国は指導の立場で免責

また、原発メーカーも免責（PL法適用除外）

c f .原発メーカー訴訟

：メーカー（東芝・日立・GE）の免責に問題提起

c f .原発事故後に海外への原発輸出を企図、買収、

頓挫・・・

復興事業、イノベーションコンコースト、GXへ・・・

➡国は、万が一、風評被害が生じた場合には、

誠意をもって対応するよう指導

○青森・六ヶ所村の核燃料再処理施設建設計画に関連し資源エネルギー庁長官「風評被害対策につきましても、基本的には事故、故障を未然に防止することが重要」でございまして、この未然防止につきましても安全性の確保に万全を期するとともに、事業者に対して十分な安全対策を講じるように指導してまいる所存でございます。なお、万が一風評被害が生じた場合につきましても、関係事業者に対して誠意をもって補償問題に対処するよう事業者を指導してまいる所存でございます」

（第102回国会衆議院予算委員会19850223）

【風評被害対策】（事故を起こさない+PR↑）

○青森・六ヶ所村の核燃料再処理施設建設計画に関連し「十分安全の確保を図って風評被害を起こさないということが大前提」「消費者を対象に原子力の安全性についての一層のPRをやっていききたい」（第108回参議院外務委員会）➡安全確保と情報提供（「安全神話」形成に寄与）

＊青森県：風評被害の救済のための基金形成（c f .ALPS処理汚染水放出で政府が基金）

○関西電力美浜原発2号機の事故（福井県：1991年）に関連して「風評被害というものの発生を未然に防止する策は何か…原子力発電に対する正しい知識を普及…広報活動を積極的に展開」（第120回国会衆議院予算委員会19910311）➡正しい知識の普及と積極的な広報活動

＊「最悪の広告ジャンル、『原発広告』」

1980年代に原発広告の表現は飛躍的に進歩、
キャッチコピーに「安全」「安心」「エネルギーの三分の一は原子力」

(本間龍2013『原発広告』亜紀書房、14、210頁)

3. 原発による風評被害はあるか、ないか？

JCO臨界事故以前の「風評被害」

「日本の原発周辺で風評被害が生じたことは一度もない（九電PR紙「かたらい」臨時号）」（毎日新聞19961031）

➡一度もないし、何度もある

立地するリスクとしての「風評被害」

事故が生じても放射能汚染がないとされる場合の「風評被害」

放射能汚染が生じた場合の「風評被害」

INES評価の「事故」が起きた際の「風評被害」



3.1 相当因果関係

○敦賀原発放射性物質漏出事故で風評被害賠償を求めて日本原子力発電株式会社を訴えた裁判例（1989年高裁判決）

1981年1月頃から4月半ばにコバルト60を含む放射線物質の漏出事故、4月18日に通商産業省が公表、本件事故のうち通産省資源エネルギー省、総理府科学技術庁により調査・発表されたのは3月8日に発生したとされる事故。魚介類の仲買、運送している会社などが提訴。

・**相当程度での因果関係のみ認容**、「本件事故の発生とその公表及び報道を契機として、敦賀産の魚介類の価格が暴落し、取引量の低迷する現象が生じたものであるところ、駿河湾内の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数値的には安全でその旨的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、駿河湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般に是認でき、したがって、それによる駿河湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と**相当因果関係のある損害**というべきである」

・広域的漁業被害（金沢産も不安であるとした買い控え）は「一般には是認できるものではなく、**事故を契機とする消費者の感情的な判断の結果であり、事故の直接的結果とは認め難い**」

➡「**相当程度の因果関係**」のない**風評被害の賠償責任を認めない**。

「風評被害のような因果関係がはっきりしない…ものを判断するケースについて」判断する規定はあるか？

「風評被害ということにつきましても、原子力損害賠償制度の仕組みの中におきましてはカバーはされるということでございます。すなわち、原賠法でございましてところの原子力損害、これは二条に規定がございましてけれども、それに該当する限りにおきましては**風評被害、直接的な損害であらうと間接的な損害であらうとこれはすべての問題につきましてカバーがされる**ということになるわけでございます。

何らかの不明な状態といったふうなことがございましてしたケースに備えまして、原子力損害賠償法の仕組みの中におきましては紛争処理のための特別な仕組みというものを用意してございまして…」

（原賠法改正にあたっての審議、第145回国会参議院経済・産業委員会19990427）

○原賠法（無過失責任・無限責任）の適用は？ ～1999年JCO事故以前に適用例はない

原賠法2条2項：この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。

「事故」定義のズレ・ズラシ

1999年JCO臨界事故以前に

- ➡風評被害は原発事故で生じる損害のひとつ
- ➡これまでに「事故」はない
- ➡「事故」による「原子力損害」もない

INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)評価

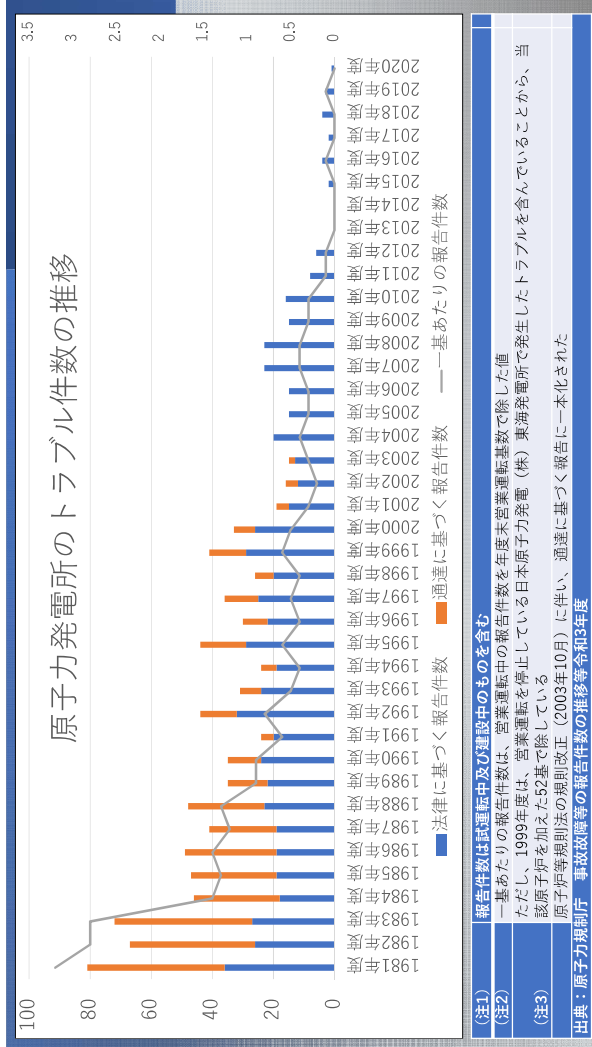
レベル	事例
7 深刻な事故	旧ソ連・チェルノブイリ原発事故 (1986年) 日本・東京電力福島第一原子力発電所事故 (2011年)
6 大事故	英国・ウィンズケール原子炉事故 (1957年) 米・スリーマイル島原発事故 (1979年)
5 広範囲に影響を伴う事故	日本・JCO臨界事故 (1999年)
4 局所的な影響を伴う事故	フランス・サンローラン発電所事故 (1980年)
3 重大な異常事象	スペイン・バンデロス発電所火災事象 (1989年)
2 異常事象	日本・美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管損傷事象 (1991年)
1 逸脱	日本・「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故 (1995年) 日本・敦賀発電所2号機1次冷却材漏れ (1999年) 日本・浜岡発電所1号機冷却水配管破断 (2001年) 日本・美浜原子力発電所3号機2次系配管破断事故 (2004年)
0 尺度未満	(安全上重要ではない事象)
評価対象外	(安全に関係しない事象)

IAEA「The International Nuclear and Radiological Event Scale User's Manual」原子力災害対策本部「原子力安全に関するIAEA情報会議に対する日本国政府の報告書（平成23年6月）」等から作成

「放射線による健康影響等に関する統一した基礎資料（平成29年度版）」

(<https://www.env.go.jp/c/hemi/rhm/h29kiso-shiryo/h29kiso-06-02-04.html>、最終閲覧2024年2月3日)

原子力発電所のトラブル件数の推移



3.2 「風評被害」はあり、また、ない

○なぜ風評被害はありもし、ないのか？～定義（ルールと構造）をめぐる抗争
中澤秀雄2009「環境という風景とアイデンティティ」関礼子・中澤秀雄・丸山康司・田中求『環境の社会学』有斐閣、45頁。

立地を拒む住民の論理：たびたび事故をおこしている原発や関連施設の立地は、たとえ事業者が「安全」と言っても風評被害を生む。また、事故が起きれば風評被害は避けられない。だから事前のリスク回避のために立地を拒む。

立地後の論理：事故を起こさないように、情報提供を適切に行う。

事故後の論理：外部に放射能が漏れないような事故でも風評被害が生じるので、PRと地域振興を行って、国策に協力している地域に不利益がないように。

「事故」後の論理は？

➡「風評被害」の定義は、経済的損失の代償を誰が払い、経済的損失の補てん策をどうするかという点にかかわっている。（風評被害者、補てんのズレ）

cf.「安全」定義のズレ・ズラシ

○もんどじゅナトリウム漏れ事故～事故は社会のリスク許容量をあげていく！？

- 「科学者や専門家の安全意識」は、…放射能が漏れなかつたらしいじゃないか。第二次ナトリウム系統だから大したことはないじゃないか、ナトリウムが漏れても大気が汚染されるわけじゃないじゃないか、そういうことが確認されれば安全なんだ。こういうような科学者や専門家の安全意識と、一般国民、住民の本当に安全なのかというところ。また、二次系ナトリウムで起きることは一次系ナトリウムでも技術的に起きるんじゃないかといった漠然たる不自信。こういった専門家と一般国民、住民との意識のギャップ、また東京と地元の意識に非常なギャップがあるということが今回指摘されるわけでありです」(第134回国会閉会後 参議院科学技術特別委員会 19951227)

➡福島原発事故のような事故をもたさなかつたから大丈夫、の懸念。

- もんどじゅナトリウム漏えい事故 (1995年) 以来、東海再処理工場の火災爆発事故 (1997年)、東海低廃棄物のずさん管理、輸送キヤスク容器データ改ざん、核燃料データの捏造、日本原電の小配管冷却水漏れ、今回の東海臨界事故等は、原子力の安全性に対する信頼を著しく揺るがした。事業者のずさんさ、長年にわたり見逃してきた国の責任は？ (第146回国会衆議院19991116)

* 科学技術庁長官、行政責任はないと思っている (第147回衆議院科学技術委員会20000314)

➡事業者への責任の集中

原子力災害対策特別措置法制定での議論：原子力災害事後対策及びその責任として27条3項がおかれる(「放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報」)

➡いわゆる風評被害防止のための広報の位置づけ (情報発信ではなく)

3.3 JCO臨界「事故」後は？

原子力損害賠償紛争審査会設置、千イモはじめ被害。

「風評被害につきましても、損害と放射線的作用等との間に相当因果関係がある限り 原子力損害に該当する」 (第146回国会衆議院科学技術委員会19991029)

あれ？「風評被害、直接的な損害であらうと間接的な損害であらうとこれはすべての問題につきまとしてカバー」されれない？

やっぱり・・・結局・・・

➡「汚染の有無、つまり災害との因果関係が明らかになったものについては原子力賠償法の世界で対処されましても、この因果関係が明らかになっていないものに対しても国が事後対策として措置をすることとなっております。ここにございまして、農林畜水産物等商品の販売不振を防止するための広報を行うと規定をしております。」(第146回国会衆議院科学技術委員会19991117)

➡「原子力損害賠償法というのがあっても、風評まではなかなかこれは法律としてはやりにくい」(第146回国会参議院経済産業委員会19991207)

➡相当因果関係がない、つまり風評の風評たる核心部分については、被害者への賠償ではなく、広報(広告、安全宣言、キャンペーンなど)によって対応。



マスコミ批判と焼け太り論

- ・「マスコミの方に問題がある」(第146回国会参議院経済・産業委員会19991207) *この頃、所沢ダイオキシン報道問題*後述
- ・「役所が自分の仕事を、極論を言えばこれは便乗予算、焼け太り予算です。自分たちが現地に行くときには防護服を着る、しかし住民の方は防護服なんか支給されません、何にもないんです。そういう人たちが原子力施設の周りにたくさん全国所々にいるわけです」(第146回国会参議院経済・産業委員会19991210)
- ➡住民の焼け太り vs (国) 行政・事業者の焼け太り
- *関東大震災から続く「焼け太り論」批判の進化系

被害者は救われない・広告費は増える・原発推進政策に寄与する

○もんじゅナトリウム漏えい事故 (1995)

「風評被害がございまして、**関西に勉強に行っている子供が、敦賀に帰るのは大丈夫ですか**ということを聞かれたとか、週刊誌にも書いてありました…原子力利用についての地元の理解と協力を得ていくためには、電源立地地域の住民の方々が電力供給基地としての恩恵を享受し、そのメリットを実感できるような地域振興方策を講じていく必要があると思います…近畿自動車道敦賀線といった高速道路がいつまでも実現されない…」(総合的な振興方策への協力、PR、行事への協力などの回答) (第136回国会 参議院科学技術特別委員会、19960410)

➡立地自治体に対する利益誘導 (原発推進策に貢献する「見返り」「ご褒美」・原発推進策への巻き込み)

3.4 風評被害に関する具体的言説と対処言説

人・モノ・サービス

○関西電力美浜原発2号機蒸気発生器破損事故 (1991年)

「事故後、福井県がいち早く“安全宣言”をしたこともあり、魚市場でのセリ値が落ちるといった「風評被害」はない。」(毎日新聞19910216) ➡ない？ある？

「今回の事故は実害がないのですが、風評被害がすごいです。先日東京から帰るときに敦賀の駅にこっちは小浜行き、美浜行きというのがあるのですね。あぁ、ここはあの例の事故のところが、だれも危なくてあんなどこへ行けないわねと言っているのですね。」
「魚は売れない、極端に観光イメージは下がります。福井県として年間七億円の観光キャンペーンをして、要するに敦賀の海はきれいですよ、魚はうまいですよとやっているのに、一発の事故で全部すっとなじやった」(第120回国会衆議院予算委員会第6分科会1991年3月11日)

*「騒ぐとまた助長してしまいますから、結局地元の業者が泣き寝入り」…風評被害を受けた地域に政治的配慮(高速道路、新幹線、発電地域の振興)が必要 (第132回衆議院予算委員会1992)

➡賠償ではなく**地域開発によって補う** (広告+新たな社会制度の発明！)

人

○JCO臨界事故 (1999)

「おたくのところはそういうところの地域だから、とにかくそんな高値で買えないんだと言って**安く買いたたいて**、それで市場に行くとき普通の値段で売っている、言ってみれば、そうしたあそこぞなやかからがっているわけですよ。それからあと、何か旅行に行った、あなたのところはそういうことでは**泊めません**なんという、そういうところもあるんだ…そんな旅館があるのですかと言ったら、いや、断られてしまったこともあるんだと」「公表してももらいたくないと思いますよ。こういうのがいわゆる風評被害をどんどん拡大しているし、悪乗りしているんですよ」(第146回国会衆議院科学技術委員会19991119)

「職員等についても、**放射能汚染がされているかのごとき**ことでいわゆる風評被害というものが起こっているとのことがあるわけでございます」(第146回国会参議院経済・産業委員会19991210)

人

他の要因

人

3.5 風評被害の定義・再考

- 安全なのに商品が売れない、観光被害が生じるなど
- しかし、**風評被害が人に及ぶという言説に拡大**
- 買い叩きや、サービスを提供しないなど
- 立地反対等の住民の論理（反公害運動でいえば公害型産業の立地反対という住民にとつての未然防御・予防原則）が、原発推進政策に寄与するものへと転換
- 実被害としての風評被害者の被害放置、被害への沈黙を促す構造**
- 逆に、風評被害の対応政策が原発推進を強化するという構造に**

★ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出事故：損害

福井弁護士会「ロシアタンカー流出重油事故に関する会長声明」：「県全体の観光産業や漁業に対する風評被害に及んでいる」「速やかな経済的補てん、環境汚染の実態調査と回復」が課題。

➡基本的には**民事上の問題**、浮遊・漂着油除去、被害復旧対策、環境対策、再発防止策、安全宣言…

日本国と海上災害防止センターは東京地裁に損害賠償請求を提訴、和解。漁業関係者、観光業者、電力会社、地方自治体等が提訴。

＊請求額に補償額が及ばない

国及び海上災害防止センターに係る補償額 (①)			
請求者	請求額	補償額	
国	15億19百万円	18億87百万円 (※)	
海上災害防止センター	154億21百万円	124億50百万円 (※※)	
(※) 債権管理法上必要とされる遅延損害金を含む。 (※※) 仮設道路に係る補償額20億48百万円を含む。			
(参考) その他の被害者の補償額 (②)			
請求者	請求額	補償額	
漁業者	50億13百万円	17億69百万円	
観光業者	28億41百万円	13億44百万円	
地方自治体	71億43百万円	56億38百万円	
船主	11億29百万円	7億74百万円	
その他	27億48百万円	22億65百万円	
補償額合計 (①+②)		約266.1億円	

(国際油濁補償基金資料による)

4. 公害・環境汚染のなかの「風評被害」

= 名誉・社会的評価の棄損

★豊島産廃訴訟：「名誉感情の棄損」

- 豊島産業廃棄物公害訴訟地裁判決（別件裁判での和解にもかかわらず、和解条項違反がみられたため、廃棄物の撤去と損害賠償を求めた訴訟、高松地裁19961226、訴え認容）
- 「**豊島は『ゴミの島』『毒の島』として全国的に知られるようになり**、イメージダウンによって豊島を訪れる釣客、観光客などが激減したほか、地場産業であるミカン栽培、ノリ養殖、ハマチ養殖についても**豊島の名称を冠して生産物を販売することが困難**になるなどの影響が現れ、原告らが豊島に対して抱いていた**名誉感情を著しく傷つけられ…著しい精神的損害を被った**」
- 「豊島は瀬戸内海国立公園内に存し、豊かな自然環境に恵まれた島であって、原告らが別件訴訟を提起して本件和解を成立させたのは、豊島の自然環境と生活環境を保全するのが主たる目的であったところ、被告らによる本件の産業廃棄物不法投棄問題は**新聞やテレビ等のマスコミの報道するところとなり**、豊島は有害産業廃棄物の不法投棄された場所として全国的に有名となり、このため豊島はハマチ養殖業を廃業せざるを得なくなったり、ミカンの販売の際に**豊島の名を冠して販売することを断念**せざるを得なくなったり、以上の事実により原告らは程度の差はあるものの**断念せざるを得ない精神的損害を被っていること…が認められる**」、「悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、**名誉感情の毀損等**による種々の精神的損害が発生」（高松地裁判決）

★能勢や所沢のダイオキシン問題：事業者負担（汚染者負担の原則）

・「風評被害で生産あるいは販売が減少した場合には、基本的には、その損失は汚染原因者が費用を負担することが原則で、農林省が直接個人補償をするということは困難」（第145回国会衆議院予算委員会19990204）、「個人に対して国が直接、所得の損害補償をするということが極めて困難」（第145回国会衆議院農林水産委員会19990217）

- ・「**水俣病の場合も…すべてこれは汚染者の負担で解決**」（第145回国会衆議院予算委員会19990204）

＊**国の責任は2004年関西訴訟判決で確定**、環境大臣談話「国及び熊本県には、いわゆる水質二法及び熊本県漁業調整規則に基づいて**対策を講じる義務があつたにもかかわらず、それを怠った責任**」「水俣病を発生させた企業への対応に長期間を要しその被害の拡大を防止できなかったことについて真摯に反省」、新しい水俣病対策を行うことに。

➡判決による政策転換（いわゆる政策形成訴訟）。

＊農家の経営支援など既存の国の融資制度などがある、汚染者が特定しにくく、偽装倒産を含み倒産した場合の困難がある、などの指摘（水俣病とは異なる点にも留意）

★所沢ダイオキシシン報道訴訟

：生産者の社会的評価を低下させ名誉を棄損

「被害は何かというと、自分の丹精込めてつくられた野菜の**値段が暴落**をしてしまった。あるいはまた農家のプライドあるいはやる気が大変に影響を受けた。さらには、**…お子さんが学校でいろいろなことを言われている**」(第145回国会衆議院予算委員会19990218)

1審、2審、テレビ朝日が勝訴、最高裁は高裁差戻し(最高裁判決20031016)。

★所沢ダイオキシシン報道

ダイオキシシン報道により、「所沢産の野菜等の安全性に対する信頼が傷つけられ、**…社会的評価**が低下して精神的損害を被った」として、謝罪広告と損害賠償を求めた事実。

泉徳治補足意見、「一連の報道は、所沢市の農家も被害を受けている廃棄物焼却施設に焦点を合わせ、これを規制してダイオキシシン類汚染の拡大を防止しようという公益目的に出たものであり、**立法措置を引き出す一因となつてその目的の一端を果たし、長期的にみれば、これらの立法措置により、ダイオキシシン類汚染の拡大の防止が図られ、その生活環境が保全されることとなり、所沢市の農家の人びとの利益擁護に貢献するという面も即している**」(「根源的な原因は、上記一連の報道が繰り返し取上げてきた廃棄物焼却施設の乱立にあること…**国民の健康に被害をもたらす公害の源を摘発し、生活環境の保全を訴える報道の重要性は、改めて強調するまでもない**」(最高裁判決20031016))

➡原告らの和解による賠償金(1000万円)の用途は、三宅島噴火による農業振興900万円への寄付、所沢市食育推進への寄付(100万円)

4.1何を求めたか? どう乗り越えたか? ＝原状回復と名誉回復、メディアと政策形成

★豊島産廃問題

「豊島の自然環境と生活環境を保全するのが主たる目的」

➡「ゴミの島」「毒の島」は、現在、アートと自然を楽しむ島に。
産廃問題の資料館あり。

「穏やかな瀬戸内海に位置する豊島は、面積14.5km²、人口約760人の島です。島の中にそびえる壇山からは湧水が出ており、古代から現在に至るまで豊島の稲作、農業、そして人々の生活を支えています。近代に入ってから略農が栄えたことから「福祉の」「ミルクの島」と呼ばれ、戦後間もなく先進的な福祉施設ができたことから「福祉の島」としても知られてきました。1970年代から始まった産業廃棄物の不法投棄は、全国的にも最大規模の産廃問題となりましたが、不法投棄された廃棄物の処理もすみ、環境の再生を目指した取り組みが続いています。2010年には豊島美術館をはじめとする現代アートの施設もでき、国内外から多くの方が訪れています。」

(豊島観光ナビ、<https://teshima-navi.jp/>、最終閲覧2024年2月3日)

4.2 自然災害、感染症等

○有珠山噴火

北海道から観光基盤整備の要望へ中小企業に対しては制度資金があるが、大規模なホテル等では支援制度の枠組みで対応できない(第147回国会衆議院決算行政監視委員会第3分科会20000420)

加害の原因者の不在

災害への支援制度の拡充の議論へ

OBSEなど：マスコミ、消費者、風評被害の構図が見え隠れ

「カボチャも、ほかのものまで**風評被害**が出ているんですよ」「**当店の肉は北海道のものではありません、あるいは千葉県のものではありません**」(第153回国会参議院農林水産委員会20011030)

* 原因はマスコミか？行政の不手際・行政不信か？

「やはり**新聞等あるいはテレビ等でこの件が大きく報道されているということ、消費者がその問題に注目しているということ、風評被害の可能性が出てくる**ということだと思います。」

「それは**マスコミの責任**ですが、じゃ、マスコミのせいで風評被害が起こっているということですか、じゃ。」

「マスコミのせいということではありません。マスコミを通してこの件を皆様が知っていると、知るようになっていくということを申し上げたいです。」

「これは**マスコミの方、怒った方がいいですよ、これは、事実を伝えて、これがための風評被害だと言われたら、本当に立場ないんじゃないでしょうか。**」

農業新聞に農水大臣がこう言っています。「**「焼却処分したと発表したことで最初は風評被害が無かったが、(後に)焼却していないことが分かり、信用できないということ、風評被害が広がった」と述べ、農水省の対応のまずさが風評被害をもたらしたとの認識を示した。**」と、農水大臣がこう言っているんですよ。」(第153回国会参議院厚生労働委員会20011106)

被害を隠す：「隠れ水俣病」(原田正純1972『水俣病』岩波新書)

「患者たちはこのチツソの支配する町のなかで、なるべく病気を隠そうとした。…「**チツソがなくなれば水俣は成り立たない、チツソをつぶしてはいけない**」というのである。さらには、「娘がいて、縁談に差しつかえる」とか、「**魚が売れなくなるから、漁協のみんなに申しわけない**」とか、「人から金ほしさに申請したと言われるのがくやしい」…。

私たち研究室にいるものにとっては、このような意見は最初はまったく理解できなかった。患者たちは、「チツソが傾けば水俣も傾く」という。しかし、この人たちは、**「いったいチツソからなにをしても良かったというのだらう。…江戸時代、百姓たちが年貢をとり立てられ、自分たちはおかゆをすすりながらも、「やはり殿様がいるから自分たちはこうして百姓がやっつけていける」といつていたのと、どれくらい差があるのだらうか。しかし、私たちは、そのことを笑うことはできない。私たちの心のなかにも、そのような意識の構造がまったくなく、誰が言い切れるだらうか。」**

5. 「風評被害」という言葉がなかった時代の公害問題における類似被害

- 水俣病・新潟水俣病などが問題になった、1970年代公害の時代には「風評被害」という言葉はなかったが、同じような被害はあった。
- 被害の沈黙を強いる風潮のなかで、類似の被害に言及されてきた
 - ①**企業城下町における企業擁護／雇用への影響や経営不振、企業の従業員を顧客とする商店、取引のある事業所、旅館などの経営の懸念**
* 原発城下町
 - ②**第一次産業への影響／魚が売れない、山のものも売れない**
 - ③**地域社会とそこに住む人への差別・偏見／結婚できない、就職できないなど**

被害を隠す：「隠された公害」(鎌田慧1991『ドキュメント隠された公害』ちくま文庫、248頁)

「いまの部落は会社あつての部落です」「公害は二の次です。これは昔からあることです。**問題は過疎問題です。**」…(そのように言っていたのは)「あのころは結婚問題で深刻でした。わたしも年ごろの娘と息子を抱えまして、企業を防衛するという気持ちもあつたでしょうが、観光客がきても新聞記者にみえて、新聞に書かれて嫁のきてがなくなるのが心配でした。」

風評被害、
～対処方法は被害の実相を伝えること

公害問題では、

①社会的・経済的・政治的に企業の力が強い「城下町」では、企業を擁護する「空気」に満ちており、被害者は被害を隠し、否定的な傾向がある。

②被害者や被害地域が経済的に不利益を被る場合、偏見・差別・誹謗・中傷の言葉を浴びせられるのは、「風評被害」とは（今もあまり）いえない。

③被害の沈黙の背景には企業だけでなく、国行政や被害の線引きがあり、その裏付けは「権威」づけられた学問（医学）に求められた。

④原状回復と環境再生の地域づくり、差別・偏見をなくし、被害者が安心して生きられる社会づくりが、被害への対処法。

「風評被害」という「もやっとした」、耳ざわりの良い、
使い勝手の良い言葉で語ることは、

火土五ノ

①具体的な実被害を「やさしさの天蓋」で覆い隠す。

・共感疲労「見ないように」「やさしい」社会は、苦しみ「触れないように」に「やさしい」社会は、被害を見て見ぬふりがでる。

・アンガー・マネージメントが奨励、「憤る」「怒る」が諷められる社会（「不正義に」ステファン・エセル2011『怒れ！憤れ！』日経BP、「怒るべきときに怒らないことずるさ」と倦怠」岡本太郎2011『美しく怒れ』角川oneテマ）の儀礼的行為。私憤でなく公憤であっても「時代遅れ」。

②「風評をおおる」は、被害の語りを阻み、マスコミの報道を萎縮させる効果を持つ。

*報道の自由ランキング(国際記者団)

日本は2003年もG7で最下位、

「政治的圧力やジェンダー不平等などにより、「ジャーナリストは政府に説明責任を負わせるという役割を十分に発揮できていない」（朝日新聞2023年5月4日）

③消費者への責任転嫁を可能とし、又は「倫理的消費」の一形態として道徳的に社会に定着させることができる。

↑消費者主権（1962年ケネディ大統領以来の）を忘れさせる。

(安全である権利・知らされる権利・選ぶ権利・意見を反映させる権利)

④事業者の責任や、不信を招いてきた国の政策の失敗を、「風評被害」という言葉は覆い隠すことができる。
補償・救済されない被害である「風評被害」を軽減するための人びとの啓蒙と協力（黙する／消費行動の方向付け）

⑤国は風評被害対策として、「安全」「安心」「応援」の宣伝・広告を出し、立地自治体に地域振興策として公共事業を誘導するなど、被害を算と権限を拡大することができ、その結果、補償・救済されない被害を訴える。また、「風評被害をとおる」として被害を受忍する人々は、自粛しない人々を等閑視したり、批判的な評価をしがちである。

⑥さらに、市場構造の転換や土地や生産物のブランド価値の下落が、リスクコミュニケーションや福島応援では対応できない状況になって
も政策転換されにくい。
（小山良太2023「農林水産業は甦るか——条件不利地の葛藤と追加的汚染」関礼子・原口弥生編『福島原発事故は入びとに何をもたらしたのか——不可視化される被害、再生産される加害構造』新泉社、160-161）

小括

- こうして、2011年福島原発事故後の「風評被害」の大氾濫のなか、責任をあいまいとし、人々の分断をあいり、沈黙を促す空気がつくられてきた。
- さまざまなところで、「風評被害」が生み出した構造的暴力を省みるならば、「風評被害」は注意深く用いられるべき言葉である。
- また、その加害責任は、第一義的には事業者、国にあり、一般の自然災害で生活再建支援金が拡充や、自治体の権限拡充が論じられてきたように、「風評被害行政の焼け太り」という「災害に便乗した国策の弊」（津久井進2012『大災害と法』岩波新書、190頁）を脱すべき時期だろう。

【論文】福島原発の処理水・廃炉政策に、県民・国民の参加を

林 薫平（はやし くんぺい）

月刊『住民と自治』 2023 年 11 月号 より

<https://www.jichiken.jp/article/0348/>

福島円卓会議の設立と参加の呼び掛け

2023 年 7 月 4 日、福島県庁の記者クラブで、「復興と廃炉の両立と ALPS 処理水問題を考える福島円卓会議」（通称「福島円卓会議」）の設立を発表し、参加を広く呼び掛けました。呼び掛け人は、筆者を含めて表 1 の 8 名です。

福島大学の教員や、福島県・自治体・一次産業・協同組合・地域づくりなどの公的な役職を務めた経験を持つメンバーで、その経験や専門性により、これまでの原子力災害の下での福島の復興の問題に関わってきたメンバーです。

表 1

● 今野順夫（ふくしま復興支援フォーラム主宰、元福島大学学長、元コープふくしま理事長）
● 中井勝己（元福島大学学長、元福島大学うつくしまふくしま未来支援センター長、元福島県環境審議会長）
● 菅野孝志（元 J A グループ福島会長、J A 全中副会長「当時」、地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会前会長）
● 菅野正寿（二本松市ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会元理事長、福島県有機農業ネットワーク元理事長）
● 守友裕一（宇都宮大学名誉教授、元福島県農業振興審議会元会長、元飯館村宮農再開検討会議議長、中山間地域フォーラム理事）
● 千葉悦子（元福島大学副学長、元福島県農業振興審議会元会長、福島県男女共生センター館長、福島県自治体問題研究所理事長）
● 塩谷弘康（福島大学副学長、元福島県総合計画審議会元会長）
● 林 薫平（福島大学食農学類准教授、福島県地域漁業復興協議会委員、元福島県林業人材育成機能検討会副会長、みやぎ生協・コープふくしま理事）
また、開設以後、2 名が中心メンバーに加わっている。
● 柴崎直明（福島大学共生システム理工学類教授、福島第一原発地質・地下水問題団体研究グループ代表）
● 鈴木 浩（福島大学名誉教授、元福島県復興ビジョン検討委員会座長、福島県民版復興ビジョン起草委員会代表）

この呼び掛け人一同は、東京電力の福島第一原発の廃炉の問題、特に、汚染した原子炉建屋内部の水を多核種除去処理した「ALPS 処理水」（並びに処理途上水）の保管・処分問題に関して、2020 年以降の政府と東電の性急な進め方に疑問を持ってきました。手短かに経緯を押さえておきます。

2020 年 2 月に、それまで 3 年 3 カ月間にわたって同問題の解決に向けての選択肢を技術的・法的・経済的・社会的な観点から検討してきた政府の小委員会が終了し、報告書が出されました。その報告書を受けて、政府（経済産業省・復興庁）は、4 月以降、福島県の各業界の代表的な人たちからの意見聴取を公開で行いました（その記録は動画で現在も見ることができます）。

筆者は、小委員会における、処理水（処理途上水）の保管・処分の選択肢の議論に関して、特に、規制や法律や行政的な手続きの問題や、東電のスペース・資金・経済的な要因によって、「大気中または海洋への放出しかない」という限られた選択肢に一気に絞り込んでいった 2019 年に入ってから終盤の議論を注視していました。そこでは、事務局の運営や、それに同調する一部の委員の中に、結論が先にあるような思考の幅の狭さや性急さ・拙速さを感じていましたが、その詳細な検討は別の機会にすることとします。

そうして出てきた小委員会の結論（絞られた選択肢）を踏まえた先述の福島での意見聴取会では、議事録を見ると明白ですが、主催者である経産省・復興庁は、その選択肢を福島県内の代表する立場の人たちの意見によって海洋放出へさらに絞ろうと意図したと考えられます。しかし、その意に反して、大気中へも海洋へも、いずれに対しても、放出することそのものに反対や懸念をする意見が数多く出されたことに筆者は注目しました。

特に、一次産業の当事者です。漁協は言うまでもなく、農協・森林組合の代表者も一様に、現在の復興に向けた取り組みが途上である状況で、原発事故以後の汚染への対処や避難・帰還の問題などがまだまだ山積している中、追加的な放射性物質の放出には耐えられないという根拠で、反対であるとししました。沿岸部（浜通り）の被災地域の現状からすれば当然でした。

大気または海洋へ放出するというその時点で絞られていた方針は、それ以外の選択肢が本当にぎりぎりまで吟味された上での最後のやむを得ない結論なのかということが根本的な疑問でした。その疑問があるに加えて、福島の復興のために放出はやむをえないという、全く逆転した、驚愕すべき短絡的発想を政府が喧伝し始めていたことにも大きな違和感がありました。

何より、漁業の復興の現場では、「がんばる漁業復興支援事業」という地区ごと・部会ごとに認定を受けて取り組む短期集中の増産計画に、2020 年の秋に相馬から着手し、翌年・翌々年と、地区を広げてきており、復興が実現できるかどうか極めて重要な局面を迎えているところでした。それを踏まえてなおタンクの水の処分を急ぐのかという問題がありました。

2021 年 4 月 13 日に、菅義偉首相（当時）が海洋放出を 2 年後をめどに開始すると結論づけた時にはこの疑問や違和感が決定的になりました。拙稿「極まった『第 2 の震災』」を、直後に、共同通信を通じて全国各紙に配信し、『福島民報』他の各紙に掲載されました。

その後、新たに、東京電力がそれまで出ていなかった、放出のための全長 1 キロの海底トンネル（パイプライン）の敷設の計画を追加し、その設計と建設に長時間を要すること、建設費が 350 億円かかること、海底掘削により土砂が 1 万立方メートル発生し、それを第一原発の敷地に新たに保管せざるをえないことなど唐突で理解し難いものでした。「時間がない」、「経済的に海洋放出は優位」、「敷地内にスペースがない」といったこれまでの説明とも全く矛盾するものでした。

また、政府の小委員会では、敷地を最終的に更地にするためにタンクを片付ける必要があるとされていた（そこでタンクの長期保管が却下された）のでしたが、代わりに海底トンネルとそれに付属する希釈設備という、かえって重装備の恒久設備が生まれてしまうのではないか、それは廃炉の後の姿として、どうなるのでしょうか。

さらに掘削工事の間、海底の土砂を攪拌し、また漁船などの船舶の進行を妨げてしまうこと、またそもそも放出に強く反対する漁業者の職場である海の方へ、わざわざ放出口を伸ばしてその真ん中で放出するようにする必要性がどこにもないこと、加えて、海を守るためのロンドン条約で禁止されている海洋上での放射性廃棄物の投棄に実態として近くなること（ロンドン条約の解釈は分かれるが、少なくともその精神には明白に違反すること）などの数々の疑問が追加で出てきたのでした。

つまり、2020年の、大気または海洋への放出という絞り込み方も不透明、さらに、その後に出された数多くの放出案への反対の意見を取り入れずに、2021年に、海洋放出の方針を結論づけたプロセスも不十分、急がなければならない理由も不可解、加えて、その後に海底トンネルというさらに疑問の塊のような設備が後から追加されるという謎が相まって、原発の問題をめぐっては声を発してももがいても政策決定に届かないという感覚に陥っていました。

呼びかけ人の今野順夫氏・中井勝己氏の運営する「ふくしま復興支援フォーラム」などの場で問題点を検討し、菅野正寿氏らとも意見を交わし、みやぎ生協・コープふくしまの組合員学習会の開催などをして課題を明確化するようにしてきました。また、菅野孝志氏がリードする形で、県内の協同組合として合同の反対声明を出すなど県民の声の高まりを何らかの形にすべく試みしました。

そして2023年1月に政府が今年の夏ごろに、決めていた通りに海洋放出を開始すると改めて公表した翌月2月に、筆者は、前稿に続く論説「漁業のために凍結を」を同じく共同通信を通じて発表（『福島民報』その他の各紙に掲載）し、廃炉の計画について福島県民・国民の意見を反映させる円卓会議のような場の設置を提起しました。

その後、準備を重ねて、7月の福島円卓会議の開設に至ったのです。

設立にあたり、呼びかけ人を代表して、今野順夫氏と千葉悦子氏と筆者から、「福島県民・国民の参加により対話型で復興と廃炉の両立、ALPS処理水問題の解決に向けた模索をしていきたいと考えます」と発し、併せて、菅野孝志氏は、「2021年、海洋放出の方針が決定されたとき、福島県の協同組合セクター（JA・JF・森林組合・生協）は、共同で反対声明を出しました。それは、政府・東電との互いの理解促進へ道を開きたいとの思いからでありました。決めるのは国、決められるのは国民、という構図で理解促進はできないと考えます。復興と廃炉をともに進めていく上で、何とかしなければとの思いは、皆同じだと思います。この円卓会議への皆さんの参加

を呼び掛けます」とのメッセージを発表しました。

3回の会議開催と緊急アピールの発出

この呼び掛けに反響があり、7月11日、8月1日、8月21日と3回の円卓会議を開催した際に、会場となった福島市内の杉妻会館と、オンラインで数多くの参加がありました。県内からは、浜通り地域の原発事故の影響を強く受けた方々や漁協関係者を含めて、被災・復興の当事者たちが多く参加していただきました。オンラインで、原子力市民委員会などの復興と廃炉の問題についての検討の蓄積のある方々も加わり、議論の内容に専門的な整理を与えていただきました。

被災・復興の当事者の声や、参加者たちの発言による討議の内容を踏まえて、我々の専門的な見地からも課題を整理し、第3回場で「緊急アピール」の文案を提案し、文言を参加者で吟味したのちに、5項目を確定して同日発表しました（表2）。

表2 「緊急アピール」

1. 今夏の海洋放出は凍結すべきである

政府・東電による、ALPS 処理水を今夏ごろまでに海洋放出するという一方的に決められたスケジュールは、2015 年の「関係者の理解なしにいかなる放出もせず処理した水はタンクに貯留する」という文書で交わした約束を遵守するために凍結し、関係する人々の参加による議論に付すべきである。

原発の廃炉を地元の復興と両立させるために、これまで最も被害を受けてきた浜通り自治体の住民、漁業・水産関係者の意見を重視しながら、県民・国民の参加による議論を進めていく必要がある。

政府・東電がお墨付きを得たかのように依拠する IAEA（国際原子力機関）の安全性レビュー報告書は、限られた範囲の評価を出るものでなく、これだけを根拠として、影響を受ける人々が参加すべき議論のプロセスを省略して放出を強行することは認められない。

2. 地元の漁業復興のこれ以上の阻害は許容できない

原発事故と汚染水問題により多大な被害を受けてきた地元漁業者が、15 年の約束の遵守を一貫して要求し、海洋環境を守り生業を続けていきたい一心で放出に反対する数々の声を発してきたことは尊重されなければならない。これを無視してスケジュール先行の海洋放出の説明会が政府によって繰り返されている現在の状況は、対話と相互理解に向けた姿勢を欠いており、漁業関係者を孤立させ、漁業復興に向かう現在の数々の重要な事業を強く阻害しており、強く懸念されるものである。

政府と東電からは、海洋放出実行に伴い風評対策を徹底する、被害には賠償をするという新た

な約束が出てきているが、地元漁業者が要求していることと大きな隔たりがある。

漁業の復興の阻害をこれ以上許容できるものでなく、どうすれば漁業の復興を続けられるのかを政府・東電も真剣に考え、対話すべきである。

3. いま優先して取り組むべきなのは地下水・汚染水の根本対策である

政府と東電からは、廃炉の進行のために処理水の海洋放出が先送りできないという説明が繰り返されているが、その当否が明らかでなく、むしろ福島県民から見て「待ったなし」なのは原発の地下水流入・汚染水削減の抜本的対策である。

昨年の処理水の希釈・海洋放出設備の事前了解の際に、福島県から、地下水流入に起因する建屋内の汚染水発生を根本的に低減できる対策を実行していくように要求し、それ以後も繰り返してこれを求めてきているがその計画は出されていない。

汚染水対策が今後前進しなければ、処理水が増え続けるのを止められないばかりか、原発港湾内の放射性物質濃度の高止まりや上昇にもつながる可能性がある。これらは地元の復興に直結する問題であり、海洋放出の必要性の有無以前に、緊急で取り組まなければならない課題である。

4. 海洋放出は具体的な運用計画がまだなく、必要な規制への対応の姿勢も欠けている

東電の海洋放出案に関して、設備面では規制委員会および福島県の廃炉安全監視協議会での確認を経ているが、具体的な運用計画がない。それには、対象となるタンク・希釈水・放出量の詳細内容が含まれなければならない。運用計画は、実施の前年度までに提出して審議に付さなければならないものであり、東電も提出意思を度々示しているが未提出である。

このことから、今年度の放出開始は不可能であり、改めて地元と協議すべきである。

また当原発は事故後に特定原子力施設として特別な規制の下に置かれており、それは敷地境界上の固体・気体・液体由来の放射線の総量の規制（年間1ミリシーベルト）という廃炉全期間にわたって遵守しなければならない厳しい制約も含まれる。政府と東電による海洋放出案の説明はこの規制内容を顧慮せず、IAEAのレビューもこの認識を欠いている点で極めて不十分であり、必要な規制や手続きに則って計画の立案・審査をすべきであることを明確にしていく必要がある。

5. 今後、県民・国民・専門家が参加して議論する場が必要である

これまでは、廃炉の進め方をめぐって、県民・国民は、すでに決められた方針に関して「説明される側」と位置付けられてきて、自治体や協同組合や各団体の意見もそれぞれ個別に聴取されるだけで政策に届いて行かず、被災者どうしの分断ももたらされた。

今後はそうでなく、県民・国民や、自治体・協同組合・各団体・専門家が、政府・東電と対等な発言権を持ち、ALPS 処理水の処分のあり方や復興と廃炉の両立について意見を交わして、政策決定に参加していく対話の場が必要である。それは、政府と東電の信頼回復のために不可欠であり、また、海と陸、浜通りと中通りと会津、福島県内外の分断を生まないためにも必要である。

当会議はそのような場の設置と多くの方々の参加を呼びかけていく所存である。

今後に向けて

結局、政府は 8 月 22 日に廃炉に関する関係閣僚会議を開いて翌々日の 24 日に海洋放出を開始することを決定し、即時、東電に指示をしました。また、放出の全期間（すなわち廃炉が完了するまで）政府が全責任を負う旨を、岸田文雄首相が発言し議事録に残しました。

東電は閣僚会議の同日、指示を受けて今年度の放出計画を発表して翌 23 日、福島県原発安全確保技術検討会を緊急開催して臨時で提出してギリギリのタイミングで承認を受けて、翌 24 日の 13 時に放出を開始しました。

地元の漁業者や我々がこだわっていた 2015 年の「放出しない」という約束をどう考えるかという点ですが、最終的な局面で政府は、この約束は守り続けている状態であるという詭弁すれすれの解釈を示し、追い込まれた形の地元県漁連側は、決裂を回避するためにやむを得ず、約束は守られていないが、あえて現時点で、破られたとも思わない、放出反対の意思を守りながら漁業復興をやり抜くという苦渋の決意をもって応じています。

ALPS 処理水の処分に関わる全期間、政府が、水産業や沿岸部の被災地域全体の復興や避難解除後の地域の再生に責任を負うことができるのでしょうか。閣僚会議の場での首相の明言は重いとは言え、この約束の上書きの新たな約束が信用に足るものになるには、それを具体的に担保できる枠組みが確立してその永続が保証されなければなりません。

そのためには、IAEA が認めた「国際安全基準との合致」を強弁するだけでは不十分で、漁業の増産計画、水産業全体の復興計画、そして何より浜通り地域の帰還やコミュニティの再建も含んだプランを政府が地元当事者と一緒に策定しその進捗を中に入れて保証していくことが必要です。今年・来年まで、この新たな約束の具体化を我々は求めて提案していきます。

また、今年度の放出は先述の通り 8 月 22 日に関係閣僚会議で開始日を決定し、同日に東電が放出計画を策定し、翌日臨時に県の原発安全確保技術検討会に諮り、その翌日に開始するという前代未聞の弥縫策が取られました。このようなことは今後許容されるものではないことを、同会議も明言しています。

今年度の放出計画は2次処理が必要ないとされるタンクを対象に7800 トンを4回に分けて希釈放出するというもので、あくまで最小規模のテストケースと位置付けられています。それ以上踏み込んだ計画は審議時間がなかったためです。来年度（2024 年度）からの本格放出に向けては二次処理や新たに汲み上げて処理する汚染水の取り扱いや、空いたタンクの解体手続きなど遥かに複雑になります。事前審理により多くの時間を要することはもちろん、そこに地元福島県民の眼を入れていく必要があります。

本稿執筆・校正時点（9 月中下旬）で、第1回の放出（7800 トン）を終え、水産物の国内の流通に大きな混乱は今のところ見られていませんが、問題は今後です。

緊急アピールの各項目で述べているように、IAEA が認める「国際安全基準との合致」は、それを長期にわたり透明な形で満たし続けるのが容易ではないことは別としても、それが満たされたから地元の復興が担保されるものではありません。特定原子力施設である福島第一原発に固有の数々の規制もあります。また、まだまだ始まったばかりの地元の復興との兼ね合いもあります。現状把握を丁寧に進めて、必要な時には地元の要求によって「社会的遮断弁」を閉めて放出を一旦ストップするという措置も必要でしょう。

また、ALPS 処理水の問題だけでなく、今後、長い期間を要する廃炉工程の中では、放射性廃棄物の管理や移動・処分の問題が出てきます。その中では、今回のように、周辺地域に影響を及ぼしうるものも出てこざるを得ません。そのたびに、やはり今回のように、被災・復興の当事者の声を押しつぶして、「国際安全基準との合致」を旗印にして、政府と東電が一方的な処分を進めることは到底許容されません。今、そのことに国民的な合意を作り、歯止めとなる具体的なルールや規律を整備する必要があります。

最後に

ALPS 処理水の問題の解決策をめぐって述べてきました。最後に、一点、注意を促す意味で付け加えておきます。

それは、原発の廃炉や放射性廃棄物の管理・処分をめぐっては、政府が「福島の復興」を掲げることで、政府方針と異なる意見を排除する動向が顕著になってきた点です。端的に「復興のために風評加害をやめろ」というものです。

福島事故前から、原子力や放射性廃棄物の立地問題は存在し、しばしば激しい形で半世紀以上にわたって続いてきましたが、これまで、電力事業者が、放射性廃棄物を、ある地域に住民の了解なく放出する計画を一方的に出して、国際安全基準に合致しているから文句を言うな、という暴挙はありえたでしょうか。決してあり得なかったはずです。それが福島ではできてしまうのは、不幸な災害を奇貨として復興という二文字が恣意的に使われるようになったからに他なりません。

さらに風評という言葉が独り歩きし、復興を妨げるなということと対になって、原子力政策を不可侵のものにしてしまいました。これが福島の前代未だ事故の後に現れた新たな現実です。ここに最大の不条理があります。

これだけ大変な災害を起こした後に、原子力事業者や推進者は、本来は反省を迫られるのが当然なのですが、そうなってはいません。むしろ逆に、福島の復興を盾にとって、「復興のために風評加害をやめろ」といえば原発に関して何でもできるという魔法の杖を手に入れました。それでは本来の復興の道筋を守るための当たり前の声や正当な主張さえ排除されてしまいます。これは改める必要があります。

では、どうすればよいか。原子力政策や原子力事業に対して、国民は良識を持って、厳しく見る姿勢を緩めず、それでいながら、福島の復興をサポートしていくことにも軸足を置き続けるという極めて難しい立ち位置を、地元福島県民と連帯しながら模索してほしいのです。それに呼応して、福島円卓会議も役割を担っていこうと思います。

地元福島側は、科学的に放射性物質の対策を実施して、問題なく食品や観光業を元通りに楽しんでもらえるように準備をしてきましたが、それでも完全には需要が戻らないという現実、また、原発の廃炉作業の中で何かトラブルがあると、それが食品や周辺環境に与える影響がなくてもまた需要が落ちてしまうということが繰り返されてきたこと、これを「風評」と呼ぶ以外に言葉を見つけられていないのも確かです。それが復興のために風評加害をやめろ、という原子力推進者の極端な主張を許してしまってきました。この点は地元福島県民も努力をして、被災・復興の当事者自身による言葉を探して獲得し発信していく必要があると考えています。

(下線は原子力市民委員会)

能登半島地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災され大変厳しい状況に置かれている皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災者救援と復興支援にご尽力されている方々に深く敬意を表します。

2024 年 1 月の能登半島地震を受けて

2024 年 1 月 18 日

原子力市民委員会

2024 年 1 月 1 日午後 4 時 10 分、能登半島において M7.6 の地震が発生した。今回地震が発生した能登半島には北陸電力志賀原発 1、2 号機が立地している。また、震源となった珠洲市では、北陸電力、中部電力、関西電力の 3 社が原発の建設をかつて計画していた。志賀原発は 2011 年以来停止しており、また珠洲原発開発が凍結されていたことから放射能汚染をもたらすような重大な事故は起きなかった。とはいえ、今回の地震については次のような事実が判明しており¹、原発の稼働そのものの危険性が明らかとなっている。

1. 最大震度 7（珠洲市、志賀町等）の地震、最大 5.1 メートル（志賀町）の津波が観測されたことに加え、能登半島北部で最大 4 メートルの地盤（海岸）隆起が確認された。今回の地震では、約 150 キロにおよぶ活断層がずれ動いたとみられている。事業者（北陸電力）による活断層評価は過小評価であった。また、仮に事前に予測しえたとしても、数メートルに及ぶ地盤の隆起や変位を原発の安全設計に組み込むことは不可能である。
2. 志賀原発が立地する志賀町では最大震度 7、事業者（北陸電力）によれば志賀原発で震度 5 弱が観測された。志賀原発は地震に加えて津波の襲来を受けた。原発敷地内では外部電源の一部喪失、変圧器の故障（油漏れ）、使用済核燃料プールの水の飛散、地盤沈下等が発生した。変圧器の故障による外部電源喪失は原子力規制委員会も事業者も予測できなかった。外部電源喪失は、原発の冷却機能喪失につながりかねない重大なトラブルである。
3. 志賀原発外部に設置されているモニタリングポスト 18 箇所が使用不可能（欠測）状態に陥った。現状のモニタリング体制が極めて脆弱であることは明らかである。このような事態に陥ることを原子力規制委員会や内閣府、県市町は予測していなかった。

¹ 今後の詳細な調査により、より正確な情報が得られるものと考えられる。

4. 主要道路が寸断され、港が使用不能になるなど社会インフラが機能不全に陥った。このことは原発震災時の避難が不可能であること、事故発生時に機材・人員の増強が不可能であることを示した。このような事態に陥ることを原子力規制委員会も事業者も県市町も考えず、対策を怠ってきた。

5. 地震発生直後、事業者である北陸電力は、志賀原発の状況に関する正確で的確な情報を発信できなかった。また、原子力規制委員会は、事業者の危機対応能力を厳しく評価せず、このような事態に陥ることを許してしまった²。

6. 原子力災害対策指針とそれに基づく地域防災計画（都道府県・市町村）が全く効果のないものであることが事実をもって明らかとなった。すなわち、震災時に屋内退避ができないこと、避難先への移動ができないことが判明した³。震災時に避難ができないことは、原子力市民委員会を含め諸団体がかねてから指摘していた。近年では水戸地裁判決（2021年3月18日）で「段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていないなければならない」とされ、日本原電東海第二原発の運転が禁じられた。しかしながら、原子力規制委員会も内閣府も事業者も県市町もこのことを無視してきた。

以上のことから、規制基準の内容や対策が十全であるどころか、原子力規制委員会や事業者は、原子力災害に対して真摯に対応する姿勢も、実際に対応する能力も無いことは明白である。また、それ以上に、「将来起こりうる最大規模」の自然現象を予測し、原発の安全性を確保することが本質的にできない⁴ことも事実として明らかとなった。原子力基本法は「原子力施設の安全性を確保することを前提」としている。しかし、その前提は存在していない。

福島第一原発事故発生直後、当時の菅直人首相は、中部電力浜岡原発の運転停止を要請し、中部電力もこれに応えた。日本が世界にもまれな地震・自然災害大国であること、現行の規制基準に重大な欠陥があること、地域住民にとって最後の砦である避難体制に実効性がないことから、現在稼働している全ての原発を直ちに停止させるべきである。

以 上

² 北陸電力が地震発生後に適切に対処していたかどうかは、現時点ではわからない。原子力規制委員会および事業者とは独立した第三者による検証が不可欠である。

³ 例えば、志賀町の避難先は能登町と白山市である。能登町は志賀町と同じく震災被害に遭った。また、事故時の避難ルートとして利用されるはずの道路が寸断されており、白山市には避難不可能であった。

⁴ 原子力市民委員会（2022）『原発ゼロ社会への道 2022年版』p.175

能登半島地震を受けての 原子力市民委員会としての取り組みについて

原子力市民委員会 緊急オンラインシンポジウム
「能登半島地震から問い直す原発稼働の危険性」開催

2024年1月18日13時～16時、ライブで800名参加。動画再生数約2万回 (217夜)

1. 原発が安全機能を失う危険性
立石雅昭（新潟大学名誉教授）／後藤政志（元東芝 原発設計技術者）
2. 道路の寸断で避難・救援ができなくなる危険性
上岡直見（環境経済研究所所長）
3. コメント・質疑応答・ディスカッション
北野進（珠洲市在住、志賀原発廃炉に！訴訟原告団長）／
添田孝史（科学ジャーナリスト）

■ 原子力市民委員会としての所感 「2024年1月の能登半島地震を受けて」を发表

- 1) 地震・津波・地殻変動の過小評価 (設計対応不可能) 2) 志賀原発での外部電源喪失などのトラブル発生 3) モニタリング体制の脆弱性 4) 道路寸断・港使用不能で避難は不可能 5) 北陸電力の情報発信に問題 6) 原子力災害対策指針・地域防災計画に効果なし
- ⇒ 日本が世界にもまれな地震・自然災害大国であること、現行の規制基準に重大な欠陥があること、地域住民にとって最後の砦である避難体制に実効性がないことから、**現在稼働している全ての原発を直ちに停止させるべきである。**

あらためて原子力市民委員会として、
能登半島地震を受けての見解・提言などの発信へ

- ◆ 石橋克彦さんの指摘；2006年の「耐震設計審査指針」改定の議論でも指摘されてきた課題（震源特定しない地震動、地殻変動など）が、いまだに規制にいかされていない。
- ◆ 今回の能登半島地震を受けて、他の原発の基準地震動を見直し、原発の耐震補強や防潮堤の強化をすすめるようなことでは、むしろ原子力産業を延命させることになるだけではないか。
- ◆ 能登地震を巡る「反原発デマ」といった批判への対応も必要。
- ・ 外部電源が「系統維持された＝「志賀原発の備えは万全だった」？
 - ・ 「原発の安全性に対して基本的な知識が欠落している」
 - ・ 「心ないデマは被災地にとって迷惑」
- ◆ 過疎地域への原子力施設の立地＝実施困難な原子力防災を社会インフラが脆弱な地域に負担させてしまっていることへの反省。

石橋克彦さんの指摘

周刊金曜日2024/1/26号

- ・「震源を特定せず策定する地震動」M6.6程度では過小。→M7.6に。
- ・地震時の隆起・沈降の規制を恣意性を排除すべき。
- ・「原子炉立地審査指針」の尊重。
- ・深層防護の破綻が明らか。

⇒「大地震の発生可能性がある場所（日本全国！）の原発はすべて除去しなければならぬ！」

- 「地震の科学は進歩しつつあるが、まだわからないことが多い。私たちは、大自然を科学ですべて予測できて技術で抑えられるという思い上がり捨てなければならない」
- 「国会は、能登半島の惨状に思いを致し、**過酷な自然災害に非情な放射能災害という人災を絶対に重ねないために、脱原発基本法の制定を急ぐべき**」

地震列島の原発の安全性に 根本的な警告が発せられた



寒早 御五

[illegible]

原子力規制委員会の「新規制基準の考え方」：ゼロリスク批判

(1) 科学技術分野における一般的な安全性の考え方

「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった「絶対的な安全性」というものは、達成することも要求することもできない」「科学技術を利用した各種の機械、装置等は…、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとを比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用している」

(2) 原子力規制委員会が安全性の具体的水準を定める理由

「科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはないことから、発電用原子炉施設についても前記(1)のような相対的安全性の考え方が当てはまる。」

「どのような異常事態が生じても、発電用原子炉施設内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対でないといった達成不可能な安全性をいうものではなく」「原子力規制委員会が、時々の最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかはなく、原子炉等規制法は、設置許可に係る審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択をも委ねたものと解すべき」